

## ラオス最高裁判決の評釈②（商事及び家事事件）

J I C A 長期派遣専門家

鈴木 一子

現在、ラオス最高人民裁判所のホームページには7件の最高裁判決が掲載されており、今回は商事事件と家事事件について紹介します。上訴審の手続については前号掲載の評釈①をご覧ください。

### 商事事件 1（別紙 1）

#### 2010年1月7日商事破棄審第01号 修復費用の返還請求事件

#### 事案の概要

原告は、被告が原告所有の丸太をトラックで運搬中に木製の橋を渡ったところ橋が折れてしまった（以下「本件事故」という。）ため、被告の代わりに原告が1740万キープ（約20万円）を賠償したと主張して、被告に対し1740万キープの支払を求めて訴えを提起した。

被告は、被告は本件事故と無関係であり本件事故に関して損害を賠償する必要はないと主張している。

#### 1 審判決（サワンナケート県裁判所）

被告に対し、1740万キープを原告に支払うよう命じた（請求認容）。

被告が控訴。被告は、本件丸太の運搬契約は原告と運搬修理会社との間の契約であり、被告は契約当事者ではないから、運搬の際に橋を破損してしまった場合、運搬修理会社が責任を負うべきであるなどと主張した。

南部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

#### 2 審判決（南部地域裁判所）

1審判決を全部変更し、被告は1740万キープを原告に支払う必要はないと述べた（控訴認容）。

原告が破棄申立て。最高検察院は、2審判決は妥当であるとの意見を述べた。

#### 判旨

原判決破棄、控訴審である南部地域裁判所に差戻し。

本件橋の破損はトラック（ナンバープレート0269・サワンナケート県）によるもの

だった。そして運転していたのは被告だった。これに関しては2007年4月13日付け約束に関する記録において国家機関であるヴィブリーの交通局が認証していた。そして運搬修理会社の社長による2008年2月5日付け認証書があり、その内容はクレーン車（ナンバープレート0634）が事故車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）を引き上げ、その車は被告所有であるとのことであった。この認証は法的に信用でき、この認証により、被告の車が損害を発生させたと認定できる。従って、契約外債務法1条に基づいて、被告に損害に対する責任を取らせるべきだと判断する。原告が橋の修復費用を先に出してくれたため、被告はその費用を原告に返還すべきである。

当該紛争は、強度制限のある橋に運搬トラックを走らせたことによって橋を破損させてしまったものである。その損害賠償請求であるため、商事合議体が本件を審理することは民訴法48条に適していないと考える。従って、この事件は民事合議体の権限にあると判断する。

## 解説

### 1 本判決の意義

本判決は、破棄審が認定した事実に基づき原判決を破棄した事案である。ラオスの最高裁が実際は法律審ではないことがよく分かる判決といえる。もっとも、事実認定で勝負が決まった事案であるにも関わらず、最高裁がどのような理由で控訴審の認定事実を覆したのかよく分からない。論理の分かりにくさについては後述する。

本判決でもう1つ目を引くのは、本件は商事事件ではなく民事事件であると判示した点である。前号（評釈①）の脚注2に記載のとおり、ラオスにおける訴訟事件の分類は、民事事件、商事事件、労働事件、行政事件、家事事件、少年事件（民事の少年事件もある）、刑事事件である。このように事件を細かく分類する意義は不明である。本判決からすれば少なくとも民事事件と商事事件の分類を誤っても違法ではないようであり、民事事件と行政事件の関係について述べた日本の大阪空港訴訟（最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）や厚木基地訴訟（最判平成5年2月25日民集47巻2号643頁）とは異なる。本判決の意図は不明確であるが、民事事件と商事事件の分類は専門部への配点の問題にすぎず、差戻し後には本来の民事部に係属させよと述べているように読める。

### 2 審判対象

ラオスの裁判実務では訴訟物について厳密に検討されないことは、前号の民事判決1の解説でも述べた。原告は、被告が本来賠償すべき1740万キープを被告の代わりに原告が支払ったことを理由に被告に対して1740万キープを請求しており、原告は恐らく不当利得返還請求をしているのであろう。そうすると、本件の事件名は「修復費用の返還請求」とされているが、正確には「修復費用相当額の返還請求」になるはずである。

これに対し、本判決は、まず「契約外債務法1条に基づいて、(被告に)損害に対する責任を取らせるべきだ」と判示している。契約外債務法1条は不法行為の規定である<sup>1</sup>(不当利得は契約外債務法18条以下に規定がある。)。次に、本判決は「原告が橋の修復費用を先に出してくれたため、被告はその費用を原告に返還すべきである。」と判示しているが、この点については法的根拠を示していない。本来、適示すべきは原告から被告に対する請求の根拠であるはずなのに、肝心の点が抜けている。ラオスでは請求権の有無を審査する発想に乏しいことがよく分かる。

### 3 判決理由について

本判決は分かりにくい。分かりにくい理由は主に3つあると思う。

まず、被告の主張が整理されていない。被告は、1審において本件トラックの所有者は被告であるものの訴外トーンが本件トラックを運転していたのであり被告は本件事故と無関係であると主張し、控訴審では、本件丸太の運搬契約は原告と運搬修理会社との間で締結されたものであり、被告は契約当事者ではないから本件事故の損害賠償責任を負わないと主張しているようである。原告は契約責任を追及しているわけではないため控訴審における被告の主張は、主張自体失当に思える一方で、被告は契約当事者ではないし本件トラックを運転もしていないという1審と同じ趣旨の主張に善解することも不可能ではない。本判決は、被告の主張の意味を明確にしていないう上、控訴審における主張については特に取り上げていない。審理においても被告に対して求釈明をしなかったと推測できる。

次に、認定事実が少ないことも分かりにくさの原因の1つである。ラオスの判決の特徴であるが、当事者の主張と認定事実が混在しており、何を認定したのか分かりにくい。本判決における事実認定の流れは次のとおりである。

- ① 本件橋の破損はトラック(ナンバープレート0269・サワンナケート県)によるものだった。
- ② 本件トラックを運転していたのは被告だった。
- ③ ①及び②については交通局による認証が根拠である。
- ④ 運搬修理会社の社長による認証書によればクレーン車(ナンバープレート0634)<sup>2</sup>が事故車(ナンバープレート0269・サワンナケート県)を引き上げ、事故車は被告の所有であった。
- ⑤ ④により、被告の車が損害を発生させたと認定できる。
- ⑥ 従って、被告は不法行為責任を負う。

<sup>1</sup> 「何人も、その行為により他人に危害を加えたときは、それによって発生した損害を賠償する責めに任ず。但し、行為が不法な行為でないとき、法律の定める義務に従った行為であるときまたは正当防衛によるときはこの限りでない。」

<sup>2</sup> クレーン車のナンバーは重要な事実ではなく、厳密に言えば認定する必要は無いと思う。

本判決は④「事故車が被告の所有であったこと」を理由に被告に不法行為責任を負わせているように見える。運行供用者責任のようであるが、根拠が不明である。また、前記のとおり被告の主張は要するに「自分は運転してなかった」という点に尽きると思えるのだが、「被告はトラックの所有者だから責任を負う」という、被告の主張に噛み合わない判断をしたように見える。この点については、一応、②「本件トラックを運転していたのは被告だった」と交通局の認証を根拠にあっさり認定しているが、控訴審は被告の主張には理由があるとして請求棄却していたのに、なぜ交通局の認証だけで被告が運転していたと認定できるのか、控訴審の事実認定を覆した理由が判示されておらず、説得的ではない。

本判決が分かりにくい3つ目のポイントは、被告が不法行為責任を負うことについて当てはめがされていない点である。被告が本件トラックを運転していたとしても、橋が落ちたことについて被告に過失はあったのか。本件橋は「強度制限がある橋」であったようであるが、明確に認定されていない。そもそも「強度制限のある橋」とは何を指すかも不明である。被告は「本件トラックを運転していなかった」という戦い方をしているため、被告が本件トラックを運転していたとしても過失は無かったという主張は予備的主張になり被告は主張していない。判決としては被告の主張を排斥した上で被告の行為が不法行為の要件を満たす旨を判示すべきであった<sup>3</sup>。

以上から、ラオスでは争点整理がされていないことがよく分かる。今後、当事者の主張に応えるとともに一読して理解できる判決をするためには、争点整理をすることが必要だと考える。

---

<sup>3</sup> ラオスでは法律に要件と効果があることが理解されておらず、従前、「要件を満たすか」という観点から判決が書かれることは無かったようである。



ラオス人民民主共和国  
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所  
商事合議体  
破棄審

第01号／商事破棄審  
2010年1月7日付

## 破棄審判決

最高裁判所の商事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
女性・タンサマイ・サームンティイー様	陪席
ブンマラー・ハンポンサーワン様	書記官

2010年1月7日付の8時30分、最高裁判所の法廷において、サワンナケート県裁判所2008年1月7日付け第一審事件第1号／商事一審商事事件を審理するために開廷した。

### 当事者

ゴンベット・シンパシット氏，年齢48歳，国籍：ラオス，職業：ビジネスマン，住所：サイヤムンクン村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県：……………原告；

トンデェン・トンヴィライ氏，年齢45歳，国籍：ラオス，職業：運転手，住所：ポー  
ンサアート村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県：……………被告；



## 事件名：修復費用の返還請求

### 裁判所は

ラオス人民民主共和国として  
2003年改正の人民裁判所法に定めている人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決を行う。

### 事件内容

2007年12月5日付けゴンペット氏（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：2007年4月11日にトンデェン氏（被告）がトラック（ナンバープレート0269号／サワンナケート）を運転し、自分の丸太を、ヴィラブリー郡シアンレー村にある収集広場2から28km先にあるサイラッタナ工場まで運搬していた。道の途中であるヴィラブリー郡ノイ村で強度制限がある木製の橋を渡ったところ、橋が折れてしまい、相当な損壊を生じさせてしまった。これによってノイ村の行政が記録を作成した。その内容はトラックの持ち主と丸太の所有者に損害の全額を負担させるものだった。ヴィラブリー交通局の関係者により、損害額が合計17,400,000キープ<sup>4</sup>であると計算された（橋の修復代16,000,000キープ、メンテナンス費用と現地職員の管理費用が1,400,000キープ）。その記録書を作成した後、警察がトラックを解放し、引き続き丸太の運搬を許可した。その損害について自分はサイラッタナ工場のオーナーそして丸太の持ち主として、その橋の修復費用17,400,000キープをトンデェン氏のために先に払った。しかし、問題が解決されてからトンデェン氏は姿を消し、責任を放棄した。これまで自分は数回、電話で連絡したが、同人は「別の場所で仕事している」という言い訳を続けていた。同人が意図的に損害賠償を払うつもりないことから、自分は同人に対し、先に支払ってあげた17,400,000キープの返還請求するために、訴訟を提起した。

2007年12月24日付けトンデェン氏（被告）の答弁書によれば、次の通り主張している：自分はトラック1台を持っており、長年、運搬業務をしている。これまで自分はトーン氏という人を雇って運転してもらっている。ゴンペット氏（原告）が自分に対して、ヴィラブリー郡にある橋の修復費用を求めるための訴訟を提起したことについて自分は否認する。そして、これまでゴンペット氏から又は運転手からの連絡も受けていないし、その賠償を負担することを絶対的に拒否する。

なぜなら、自分は全く関係ないからである。その他、ゴンペット氏が作成した書類中で、丸太運搬許可証（2007年4月4日付け18318号）にある私のサインが偽造されている。そして、同人が申告した丸太の分も運搬許可証第0092号と整合していない。

---

<sup>4</sup> 約20万円。

## 事件の進行過程

サワナケート県裁判所が、原告及び被告が出席する中で、第一審裁判として下した2008年6月18日付け第08-07号／一審商事判決書によれば、ゴンペット氏（原告）の訴状には相当性がある。

トンデェン氏（被告）に17,400,000キープをゴンペット氏（原告）に返還するように命じる。

トンデェン氏（被告）に国家納税分348,000キープを負担させることと裁判の預入金150,000キープを原告に返還するように命じる。

2008年7月7日付けトンデェン氏（被告）の控訴申立書（2008年7月17日付けサワナケート県裁判所の受理番号第62号／サワナケート県裁判所）によれば次の通り主張する：2007年4月2日付け運搬契約書第2号には、ゴンペット氏と運搬修理会社との間の契約であり、当社が運搬業務の受託側と記載してある。トラックが橋を破損させてしまった場合、運搬会社が責任を取るべきである。自分は契約当事者ではないのに、なぜゴンペット氏は自分に対して損害賠償を求めているのか。なお、2007年4月13日付け記録書について、これはゴンペット氏とヴィラブリー郡の交通当局が当事者である。もし本当に自分のトラックが橋を破損させてしまったのなら、なぜ、自分又はそこに参加していて記録書にも署名していた運転手に請求しなかったのか。従って、自分は当該の訴えに対して否認している。

2008年10月20日付け南部地域検察院の意見書・第09号／南部検察院によれば、2008年6月18日付け判決書第08-07号／一審商事は法律及び事件の事実に適していると述べている。

南部地域裁判所が、被告の出席、原告の欠席の中で控訴審として下した2009年2月5日付け判決書04号／控訴審商事によれば、次の通り判断している：トンデェン氏（被告）には相当性がある。そして、サワナケート県裁判所が下した2008年6月18日付け判決書第08-07号／一審商事を全面的に変更する。つまり、被告には17,400,000キープを原告に返還する必要はない。そして原告に対し国家納税分348,000キープを負担させると命じる。

被告に控訴申立費用の30,000キープの支払いを命じる。

2009年3月31日付けゴンペット氏（原告）による控訴審判決への認識に関する記録書が確認できる。

2009年3月31日付けゴンペット氏（原告）の破棄審申立の予約書07号が提出された。

2009年5月18日付けゴンペット氏（原告）の破棄申立書07号が提出された。

2009年11月30日付け最高検察院による意見書第68号／最高検察院が提出された。

## 認定

法廷で本事件の書類等を確認した。

最高検察院の検察官による意見書を確認した。

事件ファイルにある証拠を評価した結果、次の通り判断する。

ゴンペット氏（原告）が提出した控訴申立が2004年版の民訴法108条に定めている期間内に出されたため、審理されるべきだと判断する。

ゴンペット氏（原告）は破棄申立において次のとおり主張している：「橋の破損はトンデェン氏（被告）が生じさせたのである。これについて関係機関に証明してもらうことができる。その損壊について自分は丸太の持ち主として先に橋の修復費用を払って後でトンデェン氏に補填してもらうつもりだった。」という主張を破棄審裁判所が検討した結果、相当性があると考え。なぜなら、ヴィブリー郡ノイ村にある橋の破損はトラック（ナンバープレート0269・サワンナケート県）によるものだったからである。そしてその運転していたのはトンデェン氏（年齢45歳，ポーンサアート村，カイソーンポヴィハーン郡，サワンナケート県在住）だった。これに関して2007年4月13日付け約束に関する記録において国家機関であるヴィブリーの交通局が認証していた。そして運搬修理会社の社長による2008年2月5日付け認証書があり，その内容は次の通りである：クレーン車（ナンバープレート0634）が事故車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）を引き上げた。なお，その車はトンデェン氏（被告）の車であるとのこと。そしてこの認証は法的に信用でき，この認証により，トンデェン氏（被告）の車（ナンバープレート0269・サワンナケート県）が損害を発生させたことを認定できる。従って，契約外債務法1条に基づいて，損害に対する責任を取らせるべきだと判断する。原告が橋の修復費用を先に出してくれたため，被告はその費用を原告に返還すべきである。

当該紛争は，強度制限のある橋に運搬トラックを走らせたことによって橋を破損させてしまったものである。その損害賠償請求であるため，商事合議体が本件を審理することは民訴法48条に適していないと考える。従って，この事件は民事合議体の権限にあると判断する。

最高検察院が破棄審裁判所に対して，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事が法律及び事件の事実に適していると意見陳述したことは，合理的ではないと判断する。

上記に述べた理由で，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事は法律及び事件の事実に適していない。従って，破棄審裁判所は，2009年2月5日付け南部地域裁判所の控訴審判決書第4号／控訴審商事を全面的に破棄すると判断する。そして，事件ファイルを差し戻し，控訴審である南部地域裁判所に対し，法律に基づいて，改めて検討するよう命じる。

ゴンペット氏（原告）が破棄申立をしたため，裁判手数料に関する法律24条に基づいて，破棄申立に関する費用を同人に負担させる。

参照条文：契約外債務法1条。



参照条文：2004年民訴法48条, 106条, 107条, 108条, 109条,  
110条, 111条, 112条及び113条。

参照条文：裁判手数料に関する法律24条。

#### これによって

この事件を破棄審及び法律上の最終審として判決を下す。

内容：南部地域裁判所の控訴審判決（2009年2月5日付け第4号／控訴審商事）を全面的に破棄し，事件ファイルを差し戻し，法律に基づいて，改めて検討するよう命じる。

ゴンペット氏（原告）に破棄申立手数料40,000キープを負担させる。

本判決は本日をもって効力が発生する。

合議体の裁判長

カムパン・ブンパコム

書記官

ブンマラー・ハンポーンサワン

**商事件件 2 (別紙 2)**  
**2010年1月7日商事破産審第02号**  
**売買契約事件**

**事案の概要**

原告が、被告1に対し、原告から被告1が購入した自動車2台（ラブ4及びランドクルーザー）の残代金合計66680ドル及び遅延損害金の支払を、被告2に対し、原告から被告2が購入した自動車1台（シビック）の残代金23500ドル及び遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。なお、原告は、原告がラブ4を被告1から取り戻して21500ドルで転売し、また、被告1の夫からランドクルーザーを返還されたため原告が当該ランドクルーザーを35000ドルで転売したと主張している。

被告1は、原告の主張する残代金が未払であることを認めている。なお、被告1は、ラブ4を原告が転売してしまったため、転売利益から2000ドルを手続費用として控除した額を被告に返還して欲しいと主張している。

**1 審判決（ヴィエンチャン首都裁判所）**

被告1に対し、原告が（被告から取り戻した）ラブ4を転売して得た21500ドルをラブ4の残代金680ドルに充当し、その残額である20820ドルを更にランドクルーザーの残代金66000ドルに充当し、その残債務45180ドルについて、被告1にランドクルーザーを転売させて得た利益を充当するように命じた上、被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が余った場合は被告1に返還させるが、足りない場合は債務を返済するために被告1は金を引き続き調達せよとした。

被告2に対しては、シビックの代金債務23500ドルを返済すると共に遅延損害金2000ドルを支払うように命じた。

被告1が控訴。被告1は、ラブ4について、ラブ4の転売利益21000ドルを被告の代金債務の元金及び遅延利息680ドルに充当し、残額は被告1に返還して欲しい旨を主張している。ランドクルーザーについては、被告は原告に対して返還済みのため、当該自動車を購入するために支払った19400ドルを費用として原告に取得させた上で、紛争を無しにしてほしいと主張した。

中部地域検察院は、1審判決は妥当であるとの意見を述べた。

**2 審判決（中部地域裁判所）**

第1審判決を全面的に変更し、原告に対し、ラブ4の代金20820ドルを被告1に返還するように命じた。（控訴認容）

## 判旨

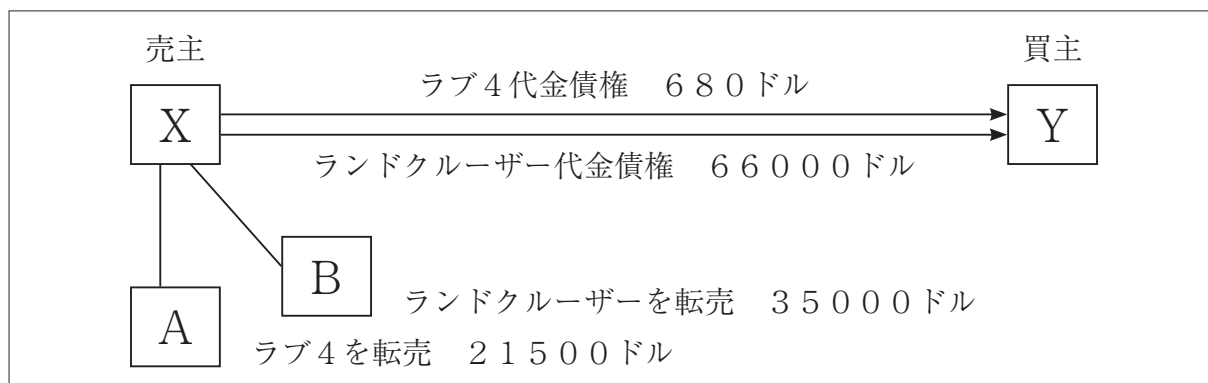
原告が破棄申立てをしたと思われるが、破棄審の判断について記載が無かった。

## 解説

### 1 本判決の意義

まず、本判決は「事件の進行過程」の欄までしか記載が無く、破棄審による判断及び主文等の記載が無い。おそらく、故意に一部削除したのではなく最高裁が紙の冊子にまとめた際又はホームページにアップロードした際に落丁したのだと思われる。このような状態をそのままにしてあるのがラオスらしい。したがって、本件は事件の進行過程としてまとめられた控訴審までの様子しか分からないのだが、興味深いのでその範囲で解説する。

本件は自動車の売買代金支払請求という最も単純な類型の事件であり、代金が未払であることに争いは無い。特徴的なのは、被告1に売却した自動車2台は原告が取り戻して第三者に売却したようであり、その売却利益について判断している点である。ラオスでは日本と異なり主文を自由に記載していることがよく分かる判決である。



第1審の結論を整理すると次のようになる。

- ①原告がラブ4を転売して得た21500ドルを、被告1の原告に対するラブ4の残代金債務68000ドルに充当する→ラブ4の代金債務が消滅する。
- ②充当後の20820ドルを、更にランドクルーザーの残代金債務66000ドルに充当する。
- ③被告1にランドクルーザーを転売させ、その転売利益を充当後のランドクルーザー残代金債務45180ドルに充当させる。
- ④被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が残代金債務45180ドルを上回った場合は、剰余分を被告1に返還させる。
- ⑤被告1がランドクルーザーを転売して得られた利益が代金債務45180ドルに足りない場合は、被告1に債務を返済するために金を引き続き調達させる。

言うまでもなく、日本でこのような主文はあり得ない。原告の被告に対する請求権は売買代金支払請求権であり、仮に被告による主張があったとしても、原告による自動車の転売利益を代金債務に充当させることはできない。また、ラブ4については原告による転売を認めた上で利益を代金債務に充当させるのに対し、なぜランドクルーザーについては被告1に転売させるのかよく分からない。認定事実が不明であるが、当事者の主張によれば既に原告はランドクルーザーも転売済みなのである。どうやってそれを被告1に更に転売させるのか、実際上も難しいと思う（なお、ラオスの判決文における誤記の多さからすると、本来、転売を命じたかったのは「被告1」に対してではなく「原告」であったという可能性は否定できない。もしそうであれば致命的な誤記といえよう）。

控訴審は被告1の控訴を認容し、原告に対し、原告がラブ4を転売して得た21500ドルをラブ4の残代金680ドルに充当した後の金額である20820ドルを被告1に返還するように命じた。つまり、原告が代金支払請求をしていたのに、控訴審は原告に対して20820ドルを支払うように命じたのである。これも日本の法律家からすれば衝撃的な主文である。

ランドクルーザーに対する控訴審の判断は不明であるが、被告1は、ランドクルーザーについては、被告が支払済みの19400ドルは原告が取得して良いので紛争を無しにしてほしいと主張していたため、その主張を容れて要するにランドクルーザーについては債権債務無しと判断したと思われる。

これに対して原告が破棄申立てをしたと思われるが、落丁により最高裁の判断は分からない。

以上のとおり、1審と2審の結論を読んだだけでも、ラオスの司法の特徴がよく分かる。特徴をまとめると、①請求権について判断するのではなく、当事者の言い分に基づいて関連した紛争を一気に解決している。②日本では和解で行うべきことを主文で判断している。③主文の書き方は自由。日本では執行が困難と思われる主文も多い。おそらくラオスでは執行段階でも関係者を巻き込んで和解のようなことが行われているため、判決段階で当事者や執行の対象を特定しなくても問題になることがないのだろう（もっともこれが執行事件の滞留の一因であると思う）。

## 2 共同訴訟について

本件は、被告2人の共同訴訟である。原告が売主というだけで紛争の関連性はないため、日本では分離するのが通常だと思われる。

興味深いのは、共同訴訟人独立の原則があるように見える点である。1審は被告1に対する請求を一部認容し、被告2に対する請求を全部認容して、被告1のみが控訴した。控訴審は被告1についてのみ判断しているので、おそらく被告2に対する訴訟は移審しなかったということだろう。

### 3 遅延損害金について

原告は被告1及び被告2に対して遅延損害金も請求しているものの、売買契約の日や代金の支払期限が認定されておらず、遅延損害金の計算ができない。本件は破棄審判決の記載がないため破棄審で支払期限等が認定されている可能性も否定できないが、ラオスの判決の傾向からすれば、認定されていない可能性の方が大きいだろう。





ラオス人民民主共和国  
平和、独立、民主主義、統一、繁栄

最高人民裁判所  
商事合議体  
破棄審

第02号／商事破棄審  
2010年1月7日付

## 破棄審判決

最高裁判所の商事合議体は以下の者から構成される：

カムパン・ブンパコム様	裁判長
カムサイ・ジッタコーン様	陪席
タンサマイ・サームンティヤー様（女性）	陪席
ブンマラー・ハンポンサーワン様	書記官

2010年1月7日10時30分、最高裁判所の法廷において、ヴィエンチャン首都裁判所2007年12月27日付け第37号／商事第一審商事事件を審理するために開廷した。

### 当事者

ダオヴォン・ケオマニーヴォン氏，年齢52歳，国籍：ラオス，職業：ビジネスマン，住所：シーカイトーンヌアー村，シーコタボン郡，ヴィエンチャン首都：……………原告；

1. スクサムラーン・ムンサヴェン（女性），年齢40歳，国籍：ラオス，職業：商売，住所：アヌ村，チャンタブリー郡，ヴィエンチャン首都：……………被告；

2. スクカセム（女性），年齢43歳，職業：商売，住所：アヌ村，チャンタブリー郡，ヴィエンチャン首都：……………被告。

## 事件名：売買契約

### 裁判所は

ラオス人民民主共和国として  
2003年改正の人民裁判所法に定めている人民裁判所の権限及び任務に基づき、判決を行う。

### 事件内容

2007年1月10日付けダオヴォン・ケオマニーヴォン氏（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：2001年にスクサムラン氏が自分<sup>5</sup>のところから2台の車を購入した。まず、1台目は値段37,000ドルでトヨタRAV4という車だった。これについては同人が車を持って来て下取りを行った後、購入してもらった。なお、持って来た車の査定価格は24,000ドルだった。その後、同人がその差額を一部支払って現在の残高は680ドルとなった。その後、同人が購入した車が事故に遭って、自分はその車の色を復元するための修理代を支払ってあげて、その車を持って来て別の人に21,500ドルで転売した。次に、2台目はトヨタLandcruiserという車で、値段84,000ドルである。これについてはスクサムラン氏が既に18,000ドルを支払っており、残りが66,000ドルだった。その後、2002年8月30日になってスクサムラン氏の夫がその車を自分に返還してくれた。その後、自分は35,000ドル値段を付けて転売した。なお、スクカセーム氏は、自分からHONDA Civic 1台を値段34,500ドルで購入した。これまで11,000ドルを支払っており、残りが23,500ドルである。その後、スクカセーム氏から残高の支払が止まっているため、自分は同人らに対し、残高の支払請求及びスクカセーム氏については遅延損害金<sup>6</sup>の支払請求をするために訴え提起した。

2007年8月15日付けスクサムラン氏（被告1）の供述調書によれば、次のとおり主張している。自分はダオヴォン氏から車2台を購入した。そのうち1台目はトヨタRAV4で値段37,000ドルである。これまで自分は一部支払っており、残り680ドルだった。なお、この車をダオヴォン氏が既に持って帰っており、第三者に転売している。次の2台目はLandcruiserで値段84,000ドルである。自分は既に18,000ドルを支払っているため、残高は66,000ドルである。その後、自分は2002年8月の時点でこの車をダオヴォン氏に返還している。自分はRAV4の残高分の680ドルを支払おうとしたが、ダオヴォン氏が、自分が購入したそのRAV4を別の人に売ってしまった。従って、その車は既に自分の所有物になったことから、ダオヴォン

<sup>5</sup> ラオスは当事者の主張を訴状や答弁書をコピー&ペーストして記載するため、判決に「自分は」という表現が多く見られる。「自分」とは誰か分かりにくく、判決が一読して理解できない一因だと思う。

<sup>6</sup> ラオス語でカーボワイカーンサップ（民法3条6号）

氏には、転売で得られたお金から2000ドルを手續費用として取ってもらって、残りは自分に返還してもらいたい。

### 事件の進行過程

ヴィエンチャン首都裁判所が第一審として原告及び被告1の出席、ただしスクカセーム(被告2)の欠席の中で下した第119号／一審商事判決は、次のとおり言い渡した：RAV4を転売して得られた21,500ドルをRAV4の支払債務680ドルと相殺<sup>7</sup>した後、残り20,820ドルをまたLandcruiserの支払債務の66,000ドルと相殺する。残りの債務45,180ドルについては、被告にLandcruiserを転売してもらい、得られたお金を残債務の45,180ドルに充当するように命じた。転売して得られたお金が余った場合はスクサムラン氏(被告1)に返還するが、足りない場合は債務を返済するためにお金を引き続き調達してもらおう。なお、スクカセーム氏(被告2)に対しては、HONDA Civicの支払債務23,500ドルを返済すると共に遅延損害金2,000ドルを原告に支払うように命じる。被告らには国家への納税としてそれぞれ100,000キープを納税することと判決執行時にかかる諸費用を折半して支払うように命じる。

スクサムラン氏(被告1)からの2007年9月5日付け控訴申立の予約書第98号／首都裁判所が提出された。

スクサムラン氏(被告1)の2008年9月16日付け控訴申立書(2008年9月16日付け中部地域裁判所の受理番号第448号／控訴審)によれば次の内容が記載されている：第一審判決に反対し、次の通り主張する：ダオヴォン氏にRAV4の転売で得た21,000ドルを自分の支払債務の元金及び利息として680ドルと相殺するようにし、残り分は自分に返還してもらいたい。なお、トヨタLandcruiserについては、自分は2002年8月の時点でダオヴォン氏に返還しているため、この車を購入するために支払った19,400ドル<sup>8</sup>を消費の消耗費用としてダオヴォン氏にそのままあげた上で、紛争を無しにしてほしい。

2008年7月25日付け中部地域検察院の控訴審としての意見陳述書(第240号／控訴検察院)によれば、次の通り述べている：ヴィエンチャン首都裁判所の第一審判決が法律及び事件の事実に適している。

中部地域裁判所が控訴審として、原告の出席、被告の欠席の中で下した2009年5月6日付け第23号／控訴審商事判決書は、次の通り述べている：ヴィエンチャン首都裁判所が第一審として下した2007年9月5日付け第119号／一審商事判決書を全面的に変更し、ダオヴォン氏(原告)にRAV4の代金20,820ドルをスクサムラン氏

<sup>7</sup> 「相殺」と翻訳されているが、Xが第三者に転売した金銭とXとYとの間の債務の関係を述べているので、相殺ではない。「充当」とするのが妥当だと思われる(以下同じ)。本稿本文では充当として扱う。

<sup>8</sup> 事件内容の部(当事者の主張欄)によれば、被告1がランドクルーザーの代金として支払済みなのは18,000ドルであり、控訴審で被告1が主張している支払済みの19,400ドルには代金以外の何が含まれているのか不明である。

(被告)に返還するように命じる。そして、ダオヴォン氏(原告)には国家納税として20,820ドルの2%を負担させることと判決執行時にかかる諸費用を負担するように命じる。スクサムラーン氏(被告)に控訴申立費用として30,000キープを支払うように命じる<sup>9</sup>。

---

<sup>9</sup> 本来、この後に破棄審の判断と主文が続くはずだが、文章が途切れている。

**家事事件（別紙3）**  
**2010年6月25日家事破棄審第16号**  
**生活費請求事件**

**事案の概要**

被告の第2妻である訴外ルートの親族である原告1及び原告2（以下「原告ら」という。）が、訴外ルートが重度の精神障がい者となったのに、被告は訴外ルートとはまだ離婚していないのに離婚したと言って訴外スッフアと再婚し、訴外ルートの世話をせず放置していると主張して、被告に対し、今後の生活費、葬儀費用及び慰謝料として、2992万5000キープ（約34万7000円）の支払を求めて訴えを提起した。

被告は、第2妻である訴外ルートは第1妻である訴外ルユーと揉めたため実家に戻り、その後、村落調停において離婚を強要されたのだが、訴外ルートは離婚の際に自己の分の共有財産を取得したから、原告らの請求に応じることはできない旨を主張している。

**1 審判決（ボンサリー県裁判所）**

被告に対し、事件内容の部において定めた内容に従って生活費を原告らに支払うよう命じた（一部認容）。

被告が控訴。被告は訴外ルートとは既に離婚しており、訴外ルートは共有財産を既に取得したから請求に応じることはできないと主張した。

北部地域検察院は、1審判決は法律に適合していないとの意見を述べた。

**2 審判決（北部控訴審裁判所）**

1審判決を維持（控訴棄却）。

被告が破棄申立て。被告は、収入がないため訴外ルートの生活費を支払うことはできない、700万キープ（約8万1000円）の支払を提案すると主張した。

最高検察院は、2審判決は適法であるとの意見を述べた。

**判旨**

原判決破棄、控訴審である北部控訴審裁判所に差戻し。

被告が控訴申立期間内に控訴申立てをしなかったことを理由に一審判決を維持とした控訴審判決について、破棄審が審理した結果、被告による控訴の予約は民事訴訟法98条に適合しており控訴期限が過ぎていなかったと認められる。よって、原判決を破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に再審理するよう差し戻すことが、民事訴訟法に適合する処理であると判断する。



## 1 本判決の意義

本判決は、本件控訴は申立期間を徒過していたとする原判決の認定を覆して事件を控訴審に差し戻した。被告の控訴予約申立書は1審判決の翌日付けであったが、いつどのように受理されたか何ら認定されていない。期間の経過に関する判断は重要であるにもかかわらず、どのような理由で原審と異なる判断をしたか不明であり、本件の先例的価値は低い。

もっとも、本件は、障がいを負った妻の親族が夫に対して生活費等を請求したものであり、ラオスにおける家族の在り方等が垣間見え、事案としては興味深い。

## 2 審判対象

原告らが請求したのは、生活費、葬儀費用及び慰謝料である。葬儀費用については、将来の訴外ルートのため又は既に葬儀を終えた3人の子のためか、定かではない。

原告らは被告と訴外ルートの離婚は成立していない旨を主張しているが、金銭請求だけが審判対象なのか離婚の成立の有無も審判対象なのか、不明である。また、原告らの主張を前提にすれば生活費とは婚姻費用のことであり、葬儀費用及び慰謝料については不法行為責任に基づく請求をしていると考えられる。しかし、他の判決と同様、何が審判対象かは本件において整理されていない。

1審は一部認容とされているが、認容金額が記載されていない。他の判決と同様、重要な部分に関する記載が欠落した判決だと言える。

なお、被告は、離婚の際に訴外ルートは共有財産を得た旨を主張しているが、これは財産分与の主張に思え、不法行為責任を追及しているように思える原告らの主張と噛み合っていない。

## 3 控訴申立期間

本判決が適用する2004年民訴法98条は、判決が下された日から20日間を控訴期間と定める。なお、破棄申立期間は民訴法108条により判決が下された日から60日間である。

本判決をみると「控訴の予約」と「控訴の申立て」という用語が出てくるが、前者は日本でいう控訴状の提出であり、後者は日本でいう控訴理由書の提出である。ラオスでは実務上、控訴理由書の提出を「控訴の申立て」として扱ってきたが、民訴法上、明確な規定が無かった。2012年民訴法改正によって「控訴の予約」という用語を法律上も導入した(2012年民訴法3条13号参照)。日本人に分かりやすく要約すれば2012年民訴法によって法定期間内に少なくとも控訴状を提出すれば足りるということが明示されたのである。

#### 4 事案について

ラオスでは伝統的に一夫多妻制が採られてきた（地域によるかもしれない）。本件は一夫多妻制に関する紛争であり，ラオスの社会が垣間見える。例えば，被告は第1妻との間に娘は2人できたが息子ができなかったので第2妻と婚姻したという点から，ラオス社会の価値観が分かる。また，第2妻は3人の子を出産したがいずれも死亡したという点は，詳細は不明であるものの，ラオスの乳幼児死亡率の高さを思い出させる<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> UNICEFによれば2017年におけるラオスの5歳未満の死亡率は1000出生当たり46人である。  
<https://www.unicef.org/laos/reports/situation-children-and-women-laoprd>  
なお，日本の2020年の同死亡率は1000出生当たり2.3人である。<https://jp.knoema.com/atlas>



ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

最高人民裁判所

家事裁判部

破棄審

第16号／家事裁判部破棄審

2010年6月25日

## 判決

カムサイ チッタコン様	裁判長
カムパン ブンパコム様	裁判官
タンサマイ サームンティ様 (女性)	裁判官

より構成される最高人民裁判所家事裁判部合議体及び同席の  
カルナー シーサン (女性) 書記官

は、

2010年6月25日8時30分、最高人民裁判所法廷において、2008年9月7日付第6号／…のポンサリー県人民裁判所の家事事件を審理した。

## 当事者

1 ルポー氏 年齢：32歳，国籍：ラオス，職業：農家，住所：ホンルック村，クア郡，ポンサリー県；

2 サイケオ氏 年齢：33歳，国籍：ラオス，職業：軍人，住所：ポンゲオ村，レ郡，ポンサリー県……………

……………原告ら；

ジェジュ氏 年齢：47歳，国籍：ラオス，職業：農家，住所：ホンルック村，クア郡，ポンサリー県……………

……………被告；

## 件名：生活費請求

### 裁判所は

ラオス人民民主共和国の名において、  
2003年改正版の人民裁判所法に基づく人民裁判所の職権及び職務に基づき、判決を行う。

### 事件内容

2007年9月6日付けルポー（原告）の訴状によれば、次のとおり主張している：ジェジュ（被告）は1994年にルートー（女性）と結婚したが、ジェジュは既に妻のルーユー（女性）がいて、ルートー（女性）は第2妻になるということで、親族はその結婚に反対していた。結婚から5年後の2003年<sup>11</sup>、ルートー（女性）は、3人の子供を産んだが、全員死亡したことなど、夫婦関係が原因で重度の精神障がい者となった。家族内では揉め事は無かった。その後、ジェジュは、ルートー（女性）とは法律上及び慣習上既に離婚したと言って、スッフア（女性）と結婚した。しかし、実際にはジェジュはまだルートー（女性）と離婚せず、精神障がい者である自身の妻を世話せず、放置していた。そのような行為に対して、我々はルートー（女性）の兄、姉、及び親族として、ルートー（女性）の今後の生活費、葬儀費用及び慰謝料として、29,925,000キープ<sup>12</sup>を請求する。

2007年10月8日付けジェジュ（被告）の答弁書によれば、次のとおり主張している：自分とルーユー（女性）とは結婚して12年間、2人の娘ができたが、息子がいなかったため、1994年にルートー（女性）と結婚した。ルートー（女性）は第2妻になることを同意していて、婚姻申込もモン族の伝統に従って行った。婚姻中は3人の子供ができた（全員死亡した）。1999年に、ルートー（女性）は第1妻と揉めていたため、両親のところに戻った。1999年8月17日、ルートー（女性）の父親であるヌイルーは村役場及び長老会に調停を申請し、その際、鶏1匹と酒4本を用意して食事を村役場及び長老会に提供した。村役場及び長老会は仲直りするよう説得したが、ルートー（女性）の両親と親族が同意せず、村役場に離婚届の作成を強要した。また、ルートー（女性）の分の共有財産は既にルートー（女性）が全部持って行ったので、原告は請求には従うことができない。

### 事件の進行過程

原告及び被告の前で下したポンサリー県人民裁判所の2008年5月15日付第01号／判決によれば、2007年8月6日付け訴状に基づく原告の訴えは一部合理的であると判断する。

<sup>11</sup> 1994年の結婚から5年後が2003年なのはおかしいが、ラオス語原文どおりである。誤記であろう。

<sup>12</sup> 約34万7000円。

ジェジュ（被告）に対し、上記の事件内容部分に定めた内容に従ってルートー（女性）の生活費を支払い、原告が裁判所に納めた50000キープの保証金を原告に返還すること及び100,000キープを裁判所に返還すること及び50000キープの国税を支払うことを命じる。

ジェジュ被告の2008年5月16日付け第02号／控訴予約状を確認した。2008年5月15日付け第01号／判決に対し不服があるジェジュ（被告）の2008年6月2日付け控訴申立書によれば、次のとおり主張している。

自分は既にルートー（女性）と離婚した。ルートー（女性）はその際、既にその分の共有財産を持って行った。よって、生活費や葬儀費用を支払うことはできない。

2009年1月5日付け第17号／北部人民検察院控訴審の意見書によれば、2008年5月15日付け第01号／ポンサリー県人民裁判所初審判決は法律に適合していないと述べている。

原告が出席、被告が欠席した中で下された2009年5月7日付け第03／北部控訴審裁判所の判決によれば、次のとおり判断している：ポンサリー県人民裁判所2008年5月15日付け第01号／第1審判決をすべて維持する。ジェジュ（被告）に対し、2009年3月10日付け第02号／家事事件手続にかかる費用計算書の通り、210000キープを国に支払うことを命じる。ジェジュ（被告）に30000キープ控訴手数料の支払いを命じる。

カムジュ（被告代理）の2009年7月7日付け第02号／破棄審予約状を確認した。2009年5月7日付け第03号／判決に対し不服があるジェジュ（被告）の2009年9月21日付け破棄申立書によれば、次のとおり主張している：自分は法律に従って控訴審を予約した。自分は農家で収入がないため、ルートー（女性）の生活費を支払うことはできない。民事原告に7,000,000キープ<sup>13</sup>支払うことを提案する。

最高人民検察院の2010年3月23日付け第225号／最高検の意見書を確認した。

## 認定

本事件簿にある各書類を公判手続にて検討した結果、

ジェジュ（被告）による破棄申立は2004年改正民事訴訟法108条に定められている期間内に為されているので、本事件の審理を行うこととする。

ジェジュ（被告）が控訴申立期間内に控訴申立をしなかったことを理由に、ポンサリー県人民裁判所の2008年5月15日付け第01号／第一審判決をすべて維持するとした2009年5月7日付け第03号／北部控訴審判決について、破棄審が審理した結果、ジェジュ（被告）は2008年5月16日付け第02／控訴予約状により控訴を予約したが、それが民事訴訟法第98条に適合したもので、控訴期限が過ぎていなかったことになる。よって、当該判決を破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に再審理するよう差し戻す

---

<sup>13</sup> 約8万1000円



ことが、民事訴訟法に適合する処理だと判断する。

2009年5月7日付け第02号／判決は適法であるとした、最高人民検察院が破棄審裁判所に出した意見は、適法な意見でないと判断する。

上記の理由により、北部控訴審裁判所の2009年5月7日付け第03号／判決は適法なものでないため、破棄審裁判所として当該判決をすべて破棄し、当該事件を北部控訴審裁判所に適法に再審理するよう差し戻すべきであると判断する。

破棄申立者であるジェジュ（被告）に対し、改正版の裁判手数料法第24（新）に基づく破棄申立手数料の支払を命じる。

家族法20条、28条及び35条に従う。

2004年改正民事訴訟法第98条、106条、107条、108条、109条、110条、111条及び113条に基づき判断した。

改正版の裁判手数料法第24条（新）に基づき判断した。

### これによって

最高人民裁判所家事裁判部は

破棄審として及び法的最終審として本事件を判決する。

事件の状況上：ジェジュ（被告）の破棄申立を受理し、審理する。

法律上：当該破棄申立は、破棄審裁判所が法律に従い審理する理由となる。

判決：北部控訴審裁判所の2009年5月7日付け第03号／判決をすべて破棄し、北部控訴審裁判所の同一の裁判部に本事件を再審理するよう差し戻す。

ジェジュ（被告）に対し、法律に基づく破棄審手数料の20000キープの支払を命じる。

本判決は本日より効力を有する。

裁判長

カムサイ チッタコン

書記官

カルナー シーサン